

四	三	二	一	○
發行方 法	用振替 法の適 用	の法 律及 項の 根拠	發行 行 及び そと の規定	省令 國債の發行等 告示第 百五十 五号

後格競債定特あ争争う札価振の以律社第第年別十財十利に競争市め別つ入入。)へ格替適下へ債六一法会四政回付行争入場る参て札札に以を機用平、十項律計号法(國庫債券大臣(昭和五十七年)大藏省令第百五十号)。一月二十日より一日告示に発行の規定に基づき、大藏省令第百六十号。

わ入札特も加、と発よる下競闘を振成株式第二関第昭三四年法(昭和五十七年)。財務大臣(昭和五十七年)大藏省令第百五十号。

れ札発別の者財同行、「争は受替十三年法等の振項七号法(昭和五十七年)。」

るの行参にご務時「発価に日け法」(昭和五十七年)。

入募「加よと大にと行格付本銀もとい法律替條(昭和五十七年)。」

札入と者るに臣行い(競し銀もとい法律替條(昭和五十七年)。)

でのい・発応がわう(以争て行のう)第(昭和五十七年)。

あ決う第行募各れ。)下入行とと。七(昭和五十七年)。

つ定) I (限國る、「札わるする。)十五(昭和五十七年)。

てを及非下度債入価値「れ。)十五(昭和五十七年)。

、しご価額市札格格とる。)その規定(昭和五十七年)。

財た価格国を場で競競い入の法(昭和五十七年)。

六

イ

発

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

口

イ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

發四十に規関七つ定う額
 行十二つ定す億いにち面
 し七億いにる四て基、金
 た条千て基法千はづ財額
 利第四はづ律八、き政で
 付一百、き第百額發法九
 国項二額發四万面行第千
 債の十面行十円金し四九
 に規万金し六、額た条百
 つ定円額た条特で利第三
 いに、で利第別三付一十
 て基同七付一會百国項八
 はづ法百国項計二債の億
 、き第四債のに十に規円

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を囲別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務
 行參よと大
 「加るに臣
 と者發応が
 い・行募各
 う第へ限國
 。」II以度債
 非下額市
 價一を場
 格國定特
 競債め別
 争市る參
 入場も加
 札特の者

七

ハ

ロイ
払

ハ

ロ

行争非者特国	行争非者特国	入価込	行争非者特国
入価・別債	入価・別債	札格	入価・別債
札格第参市	札格第参市	發競金	札格第参市
發競Ⅱ加場	發競Ⅰ加場	行争額	發競Ⅱ加場
			發競Ⅰ加場

九
百
九
十
億
五
千
三
百
五
十
六
万
円千円九
五千
十九
七百
億八
八十
千四
四億
百二
三千
十五
八十
万五
万でた条特
九利第別
百付一會
八国項計
十債のに
六に規関
億つ定す
円いにる
て基法
'づ律
額き第
面發四
金行十
額し七でた条特万で利第百額
千利第別円四付一六面
五付一會千国項十金
十国項計二債の五額
三債のに百に規万で
億に規関三つ定円四
円つ定す十いに、千
いにる億て基同六
て基法三はづ法百
'づ律千、き第三
額き第五額發六十
面發四百面行十八
金行十十金し二億
額し七五額た条二

十四	十 三 二	十 四 イ 一	十 九 八
初期利子	の経利入価・別債行争非者特国入価発 払過札格第参市及入価・別債札格行行 込利発競II加場び札格第参市発競価 み子率行争非者特国発競I加場行争格日	振額最 低額面 単位金	
た期平 金と成 額し二 を、十 支次九 払の年 う算九 。式月 たに二 だよ十 しり日 、算を 支出支 払い払	る定り払募年 °す算込入〇 る出金決・ 期し額定七 日たにのパ に金加通ト 払額え知セ いを、をン 込第次受ト む二のけ も十算た の号式者 とにには す規よ、	錢額錢額 面以面 金上金 額の額 百そ百 円れ円 にぞに つれつ きのき 百応百 円募円 四価三 十格十 六五	平す額の振 成るの記替 。整載法 數又の 十九倍は規 九年の記定 三年金録に 三月額はよ 二月に、る 二十一日よ最振 一日る低替 も額口 の面座 と金簿
	額面金額の総額× $\frac{0.7}{100} \times \frac{1}{365}$		

二 十 十 十 十
九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第
込札場利還還 の二
期参所金金期 利期
日加支額限 予以

平 財 日額平利てを毎
成 務 本面成子、支年
二 大 銀金四をそ払三
十 臣 行額十支の期月
九 か 百九払日と二
年 ら 円年う以し十
三 通 に三。前、日
月 知 つ月六各及
二 を き二月支び
十 受 百十間払九
一 け 円日に期月
日 た 属に二
者 た すお十
る い 日

規下は期
定、が銀
する次号の行
額面金額× $\frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$ 休
期及翌業日
に第業日につ
に十日にい
六号に當
て同日に払
同じおうと
い。いへて以
き